

営業時間短縮要請(第7弾)に協力いただいた 飲食店の皆様に協力金を支給します

申請に係る相談窓口（コールセンター） **※電話対応のみ**

【名称】 感染症対策営業時間短縮要請協力金受付センター
【電話番号】 050-5491-7661
【受付時間】 午前9時～午後5時（土日、祝日を含む）

申請期間・申請方法 **※3/18（木）午前9時受付開始**

申請期間	令和3年3月18日（木）～4月8日（木）	
申請方法	オンライン	<u>以下専用サイトから申し込み</u> https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00009.html
	郵送 （申請先）	<u>簡易書留など郵送物の追跡ができる方法</u> （4月8日（木）消印有効） 〒370-0845 高崎市新後閑町4-8 群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金 申請受付 あて
申請書配布 期間等	配布期間	<u>令和3年3月17日（水）～4月8日（木）</u>
	配布場所	対象地域の行政県税事務所(伊勢崎)、市役所・町役場、 商工会議所・商工会

申請書類

- 協力金申請書・誓約書
- 食品衛生法に基づく、飲食店の営業許可証の写し
- 申請店舗の外観が分かる写真等（申請店舗全て）
- 要請期間の全期間で営業時間を短縮（終日休業）したことが分かる資料（例：張り紙、ホームページの写し等）（申請店舗全て）
- 酒類を提供していることが確認できる資料（申請店舗全て）
（例：メニューの写真など） **※酒類を提供する飲食店のみ**
- 振込先の通帳等の写し（表紙をめくった見開きページ全体）
- 本人確認書類の写し（例：運転免許証）

△**協力金の不正受給が確認された場合、事業者名、対象店舗等の情報を公表いたします。**

主な支給要件

- 群馬県からの要請に応じて、**全時間を通して営業時間（酒類提供時間）の短縮に協力**した飲食事業者であること。
- 要請日以前に午後8時から午前5時までの間に営業を行っていた店舗**を持つ飲食事業者であること。
- 対象地域において、**業界ごとのガイドラインを遵守**し、感染防止対策を実施している店舗を持つ飲食事業者であること。
- 要請日以前に営業を開始した店舗**を持つ飲食事業者であること。

対象地域・要請期間（第7弾）と協力金の支給額

伊勢崎市、大泉町

令和3年2月23日～3月1日（7日間）

1店舗あたり **14万円**（店舗数に応じて加算）

※**2月23日から新たに協力していただいた事業者の他、営業時間短縮要請（第1弾～第6弾）から引き続き協力いただいた事業者の皆様も支給対象となります。**

（参考）支給要件確認フロー図

午後8時から午前5時までの間（一部の時間を含む。）も営業している接待を伴う飲食店、カラオケ店、酒類を提供する飲食店ですか？

はい

いいえ

【伊勢崎市、大泉町に店舗がある場合】

2月23日(火)から3月1日(月)の全期間、営業時間を午後8時までに短縮（又は休業）しましたか？

はい

いいえ

【協力金の対象】

例1) 時短し、午後8時で営業終了（酒類提供を午後7時まで）した
例2) 終日休業した

【協力金の対象外】

例1) 従来から営業が午後8時まで
例2) 午後8時以降の酒類提供のみを自粛した

【各種支援策に関する問い合わせ先】 ※電話対応のみ

群馬県感染症対策県内企業ワンストップセンター（産業政策課内）
（電話）027-226-2731（ダイヤルイン）
（受付時間）平日：午前8時30分から午後5時15分まで